

平成二十二年二月十二日受領  
答 弁 第 七 二 号

内閣衆質一七四第七二号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープ

プの公表等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

前回答弁書（平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三二号。以下「前回答弁書」という。）については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

三について

法務大臣が、再審公判係属中の事件の個々の証拠について言及することは相当でないことから、前回答弁書一及び二についてのとおり答弁したものである。